

市民活動を応援します

# 5月から 『市民活動総合補償制度』 が始まります

市では、市民皆さんが安心して市民活動を行うことができるように、活動中の万が一の事故に備えた「市民活動総合補償制度」を始めます。この制度は、公益的な市民活動中の事故に対して一定水準の補償を行うもので、万が一事故が起きた場合には、その活動や事故が要件を満たしていれば、保険金が支払われます。

## □保険の対象となる活動

市民団体などが行う公益性のある活動（個人や団体などが自発的に行う活動で、広く市民のためになる活動のことをいいます）で、無報酬（労働の対価を得ていないことをいい、昼食代、交通費の実費程度は報酬に含まれません）で行うものをいいます。

## □具体的な事例

- 町内会の清掃活動中に参加者が転んで骨折した。
- 町内会のパトロールでけがをした。
- ボランティア活動中に誤って備品を破損した。
- 地区運動会の準備中に備品を倒してしまい、他人にけがをさせてしまった。
- 市が主催する事業をボランティアで手伝っていただけがをした。
- PTA主催のピクニックに参加した子どもが足を滑らせけがをした。

## □対象とならない活動の例

- 個人やグループが趣味として行うスポーツ活動や文化活動
- 学校管理下での活動
- 災害救助ボランティアなどの緊急時の活動
- 銃器を使用する有害鳥獣駆除活動
- 野焼き、山焼きなどを伴う活動
- 政治や宗教または営利を目的とした活動 など

## □事故が起きたとき

事故が起きた場合は、各団体の責任者または事故当事者から事故報告書を提出していただきます。団体規約、名簿、活動内容などが分かる資料も必要です。

## □その他

- この補償制度は、すべての事故を対象とするものではありません。また補償額も一定水準のものとなっています。必要に応じて民間の保険などに加入してください。
- この記事は、総合補償制度の概要をまとめたものです。詳細については、下記までお問い合わせください。なお、制度の手引きや事故報告書は各総合支所に備えています。

## 【問い合わせ】

企画部市民活動支援課 ☎ 0220 (22) 2173  
各総合支所地域生活課

## ■賠償責任補償

市民活動中に第三者の身体・財物などに損害を与え、法律上の賠償をしなければならない場合に補償します。

区分	保険金支払限度額	
身体賠償	1人につき	6,000万円
	1事故につき	2億円
財物賠償 (受託物含む)	1事故につき	100万円

※免責金額 1万円（自己負担額）

## ■傷害補償

市民活動中に従事する人または参加者が、事故で負傷した場合に補償します。

区分	保険金補償額
死亡補償	1人につき300万円
後遺障害補償	1人につき9～300万円
入院補償	1日につき3,000円（180日限度）
通院補償	1日につき2,000円（180日以内の通院で90日を限度）

年度から本格的にスタートしましたが、新たな対策の一つ「品目横断的経営安定対策」については、その実践検証から国において見直しが進められています。

新たな対策が始まった中で、全国的な19年産米の過剰作付けが誘因となり、米価の大幅な下落を引き起こしています。さらには20年産米の生産調整面積が拡大するなど、農業を取り巻く環境はますます厳しい状況になっています。

また、追い打ちをかけるように世界経済の潮流として、原油価格の高騰や、地球温暖化の原因の一つである二酸化炭素の排出削減に有効だとし、穀物のバイオエネルギー燃料への転換により飼料用などの穀物不足が世界的に起こっています。このような原因による農業資材、飼料の価格高騰などが農家経営を直撃しています。

こうした状況下で、本市が県下に率先して取り組んだ「農地・水・環境保全向上対策」は、本市の環境保全型農業の根幹となる、農業の持続的発展と水田の多面的機能の確立に結びついており、力強い農業構造の構築と先進的な営農活動を支援するため、引き続き

推進します。

また、縮まるどころかささらに拡大した経済の地域格差の中で、本市の産業振興の構造を改革するため、19年度に策定した「登米市産業振興総合計画（経済成長戦略）」の計画的、かつ積極的な取り組みにより、地域経済戦略の拡充と雇用機会の向上を見据えた地域循環型産業の構築を目指した事業に取り組みます。

次に、新たな企業支援と雇用創設を拡大するため、センทรัล自動車宮城県進出に伴う、自動車関連産業の幅広い分野の企業集積に対応する誘致活動を、関係機関と密接な連携の下、鋭意努力します。

また、産業界、大学、行政の産学官連携により研究・開発された高度な技術の情報収集に努め、その情報を既存企業に提供することで、技術力の高度化を支援します。こうした取り組みの実効性を確保するため、引き続き企業誘致と雇用創出に向け、



災害時における「共助」の中核となる自主防災組織の結成と育成を推進し、地域防災力の向上に貢献できる組織体制づくりを目指します

新たな工業団地を創設する取り組みなど、ハード、ソフト両面での環境整備の対策を講じます。

## 災害に強いまちづくり

害から市民の生命と財産を守り、市民皆さんが安全で安心して暮らすことができるように、19年2月に「登米市地域防災計画」を策定して、防災体制の強化を進めているところで

この計画に基づき、災害時における「共助」の中核とな

る自主防災組織の結成促進と育成により地域防災力を高める組織体制づくりを目指します。

また、木造住宅の耐震診断を進め、家屋倒壊による尊い人命と財産が失われることのないよう、耐震化に努めます。

さらには、民間事業者などの災害応援協定の締結を進めるとともに、これまで協定締結を行った関係機関との各種訓練を実施します。

次に、市民とのさらなる情報の共有化を進めていくために、防災行政ラジオの普及をしていきます。この取り組みにより、災害時には最も重要な市民への情報伝達をより確実・早急にするとともに、災害時の早期初動体制の確保に努めます。



市民皆さんが市政に参加しやすい環境の整備を推進するため、「(仮称)登米市協働のまちづくり推進条例」の制定に向けて検討・準備します

## 市協働のまちづくり

民皆さんが市政に参加しやすい環境の整備を推進するため、「(仮称)登米市協働のまちづくり」を確立していきます。

次に、地域自治組織や市民活動団体などが安心して地域づくりや市民活動に参加できるように、活動中の負傷、損害賠償などさまざまな事故への補償制度として、新たに「市民活動総合補償制度(5頁参照)」を確立していきます。

また、市民皆さんが相互の結びつきを深めながら、地域の課題解決に向けた行動計画などをまとめた、地域の将来ビジョンとなる「市民が創る地域のまちづくり計画」の策定に向けて取り組みます。

次に、地域自治組織や市民活動団体などが安心して地域づくりや市民活動に参加できるように、活動中の負傷、損害賠償などさまざまな事故への補償制度として、新たに「市民活動総合補償制度(5頁参照)」を確立していきます。